

Title	附録 懷徳堂舊記拾遺
Author(s)	
Citation	懷徳. 1936, 14, p. 1-51
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88969
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

懷德堂舊記拾遺

懷德堂舊記は、懷德第十二號及び第十三號の附録として、其の重要なるもの大部分を収録したが、尙參考資料として保存すべきものあるを以て、茲に拾遺と題して其の全部を掲載し、以て本堂舊記を完了することにした、因て讀者は此の三號分を一括して一冊となし、懷德堂舊記と題せられんことを乞ふ。

編者謹識

一、懷德堂文書六卷

右は明治四十四年十月、懷德堂記念會が大阪府立博物館美術館に於て展覽會を開催した際、中井黃裳先生が同會に出陳の爲、舊篋中に保存せられたる書類を収集分類して六卷に裝成せられたもので、其の大意に就ては已に同先生の寄稿に係る懷德堂遺物寄進の記(懷德第十一號所載)に記されて居るが、今更に其の内容の大意を左に明記する。

第一卷 學問所建立文書(上)

右は中井蹇菴の筆に成る五井蘭洲、三宅春樓等五人に與へた書牘を收めてある。其の内容は學校頽破につき新に造作したる事、蹇菴死後は學主の任を三宅春樓に頼む事、及び堂の經濟狀態や堂の内外事務に就て詳細に書いてある。

第二卷 學問所建立文書(下)

右には左の三通を收めてある。

- 一、大島古心與中井蹇菴書牘
- 二、三宅石菴與中井蹇菴書牘
- 三、三輪執齋與中井蹇菴書牘

(一)は正月廿八日附の書柬で、享保何年か判明せぬが、多分懷徳堂創立願立の爲整菴が東上した時の事に就てであらう。

(二)は六月廿三日附の書柬で、前半が大破して居る爲文意判り兼ねるが、矢張(一)と同年の事で懷徳堂創立に關して石菴が自己の意見を陳べたものらしい。

(三)は六月十九日附の書柬で、是は懷徳堂が幕府より土地を賜はりて諸役御免となり大阪學問所と稱するに至つた享保十一年の事であらう、此の度幕府官許の學校となつたに就て、御禮の爲東上せよと促した書面である。

第三卷 學校再建文書

右には左の四通を收めてある。

一、學校類焼後澁井伴七(城代堀田相模守家臣)を以て大阪城代に伺ひたる口上書控(開首書添中井竹山)

二、吉村又一郎、長尾諫見外二名宛、中井竹山 (中井蕉園手書)

三、口上奉上候覺、水野理兵衛宛、中井竹山

四、寛政七年七月六日學校再建聞届書、中井竹山宛西町奉行松平石見守 (色紙竹山手書)

(一)は寛政四年五月十七日懷徳堂類焼したので、再建願の爲關東へ下向したき旨、大阪城代へ差出したる口上伺書である、(學校公務記録第一二二―第一二四各項参照)

(二)は寛政四年六月三日松平越中守(樂翁公)家臣吉村又市、長尾諫見外二名に宛てた書牘で、此度懷德堂類焼に依り再建願の爲關東に下向する旨を述べ、併せて道中通行に便宜を與へられたき旨の依頼状である。

(三)寛政四年八月竹山關東に下向し、再興陳情の爲各諸侯を歴訪したるが、是は松平樂翁公に直接面談したしとて、同用人水野理兵衛に差出したる伺書である。(公務記録第一三六條―第一三八條参照)
(四)學校再建の願聞届けられ、寛政七年七月六日幕府より金三百兩受領の際西町奉行松平石見守より申渡した書付である。(學校公務記録第一四九條参照)

第四卷 大阪學校書類

右には左の諸條項を收めてある。

- 一、書生謝儀並に勝手向立方十一條、寶曆寅七月廿五日中午井竹山
- 二、定三條、寅八月
- 三、定六條、丙午四月
- 四、定八條、未九月
- 五、男部屋火用心
- 六、遺狀下書四條

七、助力銀控二枚（以上中井竹山手書）

八、同志中被差出候口上書寫（中井碩果自筆）

以上の内（一）より（六）までは已に前號舊記中に「學問所謝儀等に就ての竹山の意見並定書」及び「竹山遺狀」と題する中に收め了つたから、此處には（七）と（八）とを收める。

（七）の助力銀控は、蓋し寛政四年五月懷德堂類焼の時のものであらう。（八）の午年とあるは寛政十年で亥年は享和三年即ち碩果が學校預り人となつた時のものと思はれる。

第五卷 學校公務書類

右は總て中井竹山の手稿に係るもの、其の内容目次左の如し。

（一）門前捨子に關する届出（二）捨子病死届（三）捨子行倒等に對する願書（四）學校對奉行所の務方に就て（五）御觸書の件に就て（六）同前（七）竹山隱居と學主及預人（八）蕉園兩衛に挨拶の件（九）年頭挨拶御禮（一〇）觸書受領挨拶（一一）蕉園江戸下向届

第六卷 衛尹御入諸書

右は中井碩果、同桐園時代に、東西兩奉行が所用の爲懷德堂を訪ふ際に前以て其の通知をした書狀で、總て七通を收めてある。

二、安政六年助成金證書四通 附、逸史板賃揚一札

右は原書を其の儘袋の中に收められて居る。四通の内一通は、道明寺屋吉左衛門の預手形、他の三通は寒泉學主、桐園預人たる時代に、白井彦五郎、平瀬市郎兵衛よりの助成金證書と其の借用證文とである、最後の附は逸史板賃揚に就て書肆より納めたる一札である。

三、義金助成金簿 一綴

右は萬延二年中平瀬市郎兵衛が預つて居た助成金の控書である。

四、懷德記錄拾遺 一冊

右は碩園先生小天地閣叢書中の一冊で、大田蘆隱氏の謄本を借鈔せられたもの。雜件書類十三種を收めてあるが、已に本誌に登載し重複するものあるを以て、今之を省き、左の四種だけを收むる事にした。

一、學問所再建書類 二通

中井竹山學主兼預人時代の寛政四年五月十六日大阪大火に、懷德堂も全部類焼したので、竹山は江戸に下向して幕府に再建を願出たが、是は其の後奉行所に差出した書類の一部で、竹山の苦心

を窺ふべき好資料である。

二 家名相續願 二通

寛政九年八月、竹山老を告げて隠居し、學校預人を蕉園に譲つた時の届書である。(學校公務記録第一六二條参照)

三 中井履軒出立届

履軒は文化十四年二月十五日和泉町に於て歿したが、其處は旅宿の形になつて居て、檢視など面倒な事があるので、播州龍野へ出立した事にして家主より奉行所へ届出た書類である。

四 紆太郎宗家家督證文竝請書

中井碩果には嗣子がないので、天保三年履軒の孫桐園を納れて養嗣子とした、其の際の書類である。

懷

德

八

一、懷德堂文書 六卷

第一卷 學問所建立文書（上）

△中井登菴與五井蘭洲三宅春樓等五人書牘

學問所の儀は、

大御所様御時代、願の通被仰付候以來相續仕、三十年に及び申候故、段々及頽破、近年新造作仕候、私儀薄徳淺學の生質、師儒の場所不都合に存候故、他人へ附屬の筋年來心懸ケ申候へとも、望の人も見當り不申見合候内、修覆も最早難届様子、不得止新建立仕候、其本意は願受候場所草萊に任候事残念、不徳の私、責而永久に相傳へ申度斗、依之數人に相頼、金借用五年皆濟の定にて、當霜月返辨の年銀相畢候へは、四年は相濟、今一年來亥の年皆濟仕候、普請問違存付よりは、丈夫に出來立申候故、費用も過分に相成り苦辛仕候へとも、先々公儀御餘澤を以本望相達、難有儀に奉存候、然所私一兩年老病當年甚布覺へ申候、不慮に養生不叶候は、相續の儀可然御願受ケ、右の存念御憐察、幾重にも永代相續の様に奉頼候、先師御存生の時、此場所子譲り無用に仕、他人の器用見立譲り可然旨被仰候へとも、其の器に當り候と存候人も慥と見當り不申、獨り五井兄乍御苦勞御引受け被下度願存候へとも、御年來も拙夫と多くは隔り不申、且又表向ケ様の勤筋被相厭、御退塾の御

存念熟知仕候事故、御噂も不申出候、次には才二郎殿先師の由緒無遁存候、御病身の上年の不幸苟以憚り存候へとも、世上に申すことく、さしつめて御座候間、御相談の上御引受も被下度候、先年悴共幼少の節、去ル御方へ愚思申上見候所、難調筋に被仰候故、是亦急度御願ひ不申上置候間、何も様御會謀、先師の御名汚し不申様に、うつくしく御取計奉頼候、才二殿表向キ御引受被下候様に相成り候は、私家内は學寮へ片付ケ被移置、私跡へ御移り可然候、上之間三疊布、左様の節は祠堂にも被用候様にと用意仕候、才二殿舊宅はかしやに被成候歟、居なりに被成候も可然歟、新造の所も十年以後は修覆相應に入用可有之候へは、かしやに被成候も、其備へに可然候、萬一火災の節は、鴻池又四郎方に學問所銀貳十貫預ケ置候。内四貫は普請の節手前御借用別段に有之候へは、此銀引取り被申候へは、十六匁の元銀立ニナリ候、是迄は二十匁の利銀年々到來仕候、借用四匁の利銀は手前より遣し、二十貫の利は別に成候事に御座候、五君御心添を以御謀り被下候は、相違有之間布、在所百姓かしと申銀も少し御座候所、普請入用に取用ひ、残り候分は古林正民加入銀斗りにて御座候故、是レは善太支配不仕候^(刀)はては、行々潰レ可申候、是迄も切々危き事御座候へとも、右銀支配の庄屋共、皆私へ心入レの者并に一家共取持吳候にて、其難にもまぬがれ申候ひき、然則只今學問所傳來の銀は、鴻池に有之銀にて御座候間、是レを備へ置、火災の節はかりやにても用意有之度候、才二郎殿表向キ御引受被下候とても、善太をは學問所御世話人の内へ被加、修覆并公邊

勤筋用脚同人へ被仰付候方可然も存候、ともかくも御相談次第の事に致候、年寄幸に歸宅候へは、同人へも一通認置候、何も様へ申置候紙面を以てよろしく御願受ケ被下候様に申置候、年寄へも御會談奉頼候。

一、才二郎殿御引受ケ被下候は、先師御案文の學問所講談、聽衆への五六ヶ條の書付御座候、私儀は存寄有之候故收め置候、善太有所存知居可申候、土藏の古挾箱反古の中へ入レ置候、同人へ被仰付御認メかへ、玄關の中へかけ被置可然候、ふしんの節取入レ申候、やふれる可申候間、新紙へうつしとられ、板に張り申可然候。

一、最初學問所被仰付候節の御奉行様は鈴木飛彈守様、松平日向守様にて御座候、鈴木御意被成候は、此願石菴可罷出所、其方罷出候は如何と、私御答申上候は、石菴は隱遁自修、中々様の儀願出は先にては無御座候、同門共打寄存立、其中より私罷出候由申上候、依之同門世話人より、惣年寄中へ被招呼、無恙相續可仕や否の御吟味有之候、其人數は三星や武右衛門、道明寺屋吉左衛門、舟橋や四郎右衛門、備前や吉兵衛、鴻池又四郎五人にて御座候、武右衛門殿物故、其息中村東庵、吉左衛門物故、當吉左衛門殿、吉兵衛殿隱居、當吉兵衛殿、四郎右衛門殿は三十年前斷にて世話引キ被申候、又四郎殿物故、當又四郎殿、是は學問の交りは無之候へとも、學問所銀子今世話に預り候、依之右之跡三所書出し御頼申置候。

九月十日

中井忠藏

五井藤九郎様

三宅才二郎様

中村東庵様

道明吉左衛門様

備前や吉兵衛様

第二卷 學問所建立文書 (下)

△大島古心與中井瓷菴書牘

御近書致拜見候、御親切之至感心仕候、賢慮之趣御書付被成、慥成便に御越可被下候、致拜見度候、何事候ても當時有用の良策御考被成候は、御知せ可被下候、以上。

正月廿八日

古 心

忠 藏 様

△三宅石菴與中井登菴書牘

(書初より三十一行紙破に係り大半讀む能はず、且つ文意通ぜざるを以て省く) など、申は、學者自己分上の行迹の事にて候、世間に就て此學の興(以下一行闕く)を思ふ上にては、慮を致すへき儀にて候、然れば彼御老人并三輪兄へ此段貴様の御料簡のつき申候たけ御物語可然候、然共是は定而先達ても御物語被成たるにて御座可有存候。學の爲に御願候て、却て學の爲に害あるへき事にて候はゞ御願無之かた相まさり候間、柳善所願の得失是非くわしく御のべ被成候上にて、あの方のをも御願はせ被成候思召にて御座候はゞ、此方此度の願は、先々相やめ可申候と御兩所へ御申可被成事可然候、今度貴様せつかく御下向被成候に、此許いづれも个様に申入候事、こゝろなき様に候へとも、兩方のねかひ皆相叶候上のきのとくなる事御座候はんよりは、これにはしかしと存候故にて候、とかく柳善所願、迂遠疎濶の至と手前共は存候事、貴様も御同意にて御座可有候、但此方共へは不被申候ても、別に着實にして迂ならざるいたしかた、柳善方に御座候て、所願相叶候上にて、學の爲に實によるしく候はゞ、いつかたより學の興り申候も同事珍重にて候、左候はゞ貴様御願の筋相やみ申候ても、世間の爲に事ものけぬ義にて、手前共の存候様に迂濶なる料簡にて候はゞ、同時の御願の上は後の弊の見へすぎたる様なるをも引かぶりになるへきにて候、又右の一言御申入被成候ての後、柳善被致候學所別義なくなりゆき申候を、とくと御覽候て、五年三年あとから御願候もくるしかるましく候、

左様にては事機もぬけ申候事も有べく候へとも、左様ならば左様にて御すて可被成候、且又右の一言御ことはり被成候は、御兩所にも大方御合點にて御座可有候、柳善所願をはよく、其弊を貴様なと御見付被成候ての故にと御兩所の思召も可有候、左様にも事不參候は、とかく貴様の願方御やめ被成候様に、おしけなしに被成候事可然候、しやせましせずやあらましとおもふことは、おほやうはせぬはよぎ也にて候へは、柳善も此旨しりてやめられ候へかし、柳善のも願はれ候様と御兩所様思召候は、貴様此旨を以て御やめ被成候へかしと存候、此許四人手前ともに皆此存寄にて候、其内に柳善も其御地へ着被申候て御對談被成候は、三輪兄ともは是非得失を御かたり候て被仰越候様に、貴様御願の助をせられ候て、一所に物を致され、公心公道を以て公學を興す様に柳善被致候は、一段の事にて候、されとも柳善ぬしは學をせられ候様に見聞へす候て、郷國の人に學させる處を建立せんとの意は、畢竟すまぬ事、亦ならぬ事にて候へは、貴様御願筋の助をいたされ候義も、先ぬし學をせられ候、合點にて候は、御申合然可候、無左候は、是も如何と被存候。

一、同名惣十郎方へ御尋被下候や、宿所度々かはり申候由、先達而三輪兄より承候、料簡ちかひともにて候や、其餘事も先書兩度に委曲申進候間、只今致省略候、可然様諸事御心付られ御相談被遣可被下候頼入存候。

猶追而可申承候

以上

六月廿三日

三宅石菴

正名（花押）

中井忠藏様

△三輪執齋與中井菴菴書牘

（題簽） 執齋先生書牘（中井竹山自筆）

當七日之芳札十七日相達令拜見候、御叔父御卒去之由御笑止之御事、嘸々傷令察候、以各札者不申入候得共、御連枝方何も御弔慰宜頼入候、一、兼々御大願、去六日御歸阪、七日於奉行所被仰渡、首尾無殘所由早々被所聞、御書付之寫も御越、逐一令披閱候、未曾有の御事、貴丈御手柄并に万年先生の徳光と恐悦不少候、除地之義中々難成事、此方町御奉行杯も曾て不成事杯御申候程の義に候所、老人杯隨分御精出候て埒明、於拙者も本望大悦に存候、老翁へも早々罷越申談候、甚怡悦、貴様へも能々申入候様にとの事にて候、御報も逐て可御遣由に候、兼々申入候通申迄無之候へとも、唯々門之立不申様に願入申候、大様身方打出來申候見及申候故申入候、學校の始りは百姓不親を憂給ふより被命司徒の事にて、皆々自是の見にて塞り、天下の害を生し申人多御座候、万世の基業に候間能々御考可被成候、右之大願成就に依而も、立歸りに爲御禮御參府可然候、尤私宅迄御禮に御

越候て、能々是は子細有之、大方直達程の事に候故、爲御禮私方へ御越被申事宜筋にて候、併唯今は上ニ御忌中の事に候故、急書申事にては無御座候、八月朔日此御忌も明申候、八月始に御越可然候、品により去年御同伴の内一人御同道も可然歟、是は追而可申入候、貴丈には、兎角御參府可然候、除地の事貴様にも、御申越候には甚心力を用申たる事に候、野夫事八月末に上り可申存候故、拙夫は何れにても遂而話候へとも、兎角爲御禮御參府と申事宜しく存申入候、万年老人へも宜被仰入可給候、先頃、御報申入候其節五井生へ返書進候、貴様へも委曲申進候以外不能詳候、此節は相達可申察存候、爰許同志中皆々大悦之事に候、先爲回章如此に御座候、猶追々可得賢慮候、不備

六月十九日

三輪善藏

希賢（花押）

中井忠藏様

回章

第三卷 學校再建文書

（端書竹山自筆）

是は學校燒落候節、早々澁井伴七を以御城代様へ奉伺候口上書、其後別紙口上伺書改而差出申候、

此度學校類焼仕候に付、同志門人共申合、再興仕度所存に御座候得共、右重立候もの共不殘類焼仕、再興の儀力に及不申候、聊の手當銀を以纒の假屋を建仕居仕候程の義は、可成に相辨可申候得共、最早學校と唱申候程の儀は、決而出來不申候、此儀は拙生兼て(カ、紙破)愚意に存寄罷在候儀は、於大阪公儀の學校御建被遊、聖堂の設、二仲の釋榮被執行、四方の學者も相集り、貧學英才の者共養育有之度ものに御座候、其場所は場末にては詮も無之、船場の内東北の方角抔可然、町並四拾間四方の屋敷御買上に、被仰付度事の様にも奉存罷在候、然處今般大變に付學校四面も焼地に相成候へは、此場所御買上と申候得は、御費も輕き方、私拜領地と一所に學校御取建も被遊候はゞ、新成御設とは格別に手輕にも相濟可申、若私拜領地間に狭り、如何敷儀にも御座候はゞ、右地面を差上可申候、元來亡父願受候本意、永久に相傳度而已の儀、永ク子孫に譲り候抔との一分の私計に無之候得は、萬一右の通相成候得は、誠永久の儀、於私も千萬難有可奉存候、彌右の通相成候はゞ、江戸表より儒臣御役人中抔御差遣御取計可被遊候、私儀は下地の假屋に住居仕、御用の端をも相務候はゞ、本望の至に可奉存候、右の段不苦候はゞ、江戸表に罷下、越中守様御役人中迄相伺申度候、尤右焼地に付候ての存寄に御座候へは、事延々に相成候て、近邊普請も追々出來立可申、左候ての手拔にも相成、殘心の儀にも奉存候へは、急々右の段内々奉伺候、以上、

(寛政四年)五月

(中井蕉圃の筆に係る)

一筆啓上仕候、盛夏の節御座候得共、各樣益御勇健可被成御座、珍重の御儀に奉存候、然は當表先月十七日大火の義、追々御聞取可被成候、右に付當學校も類焼仕り、私儀始家内長幼は、無別事一族共方へ立退罷在候、右焼地、假屋は早々掛可申候得共、學校再興の義は、所詮力に及不申候、尤建立以來始而の類焼にて、前例とても無御座候へは、以來の義如何可仕哉、右に付何角内々奉伺度奉存候事御座候故、何分の下り各樣迄可申上候、乍御面倒其節委曲御聞調被下度奉頼上候、

一、今般下向仕候主意之所一通り不申上候ては、各樣思食の處も如何に奉存候故、別紙を以荒増の所各樣書し申上候、類焼後混雜中急に取調へ申候事故、文段等分り兼候義も可有御座候、可然御推覽の上大意の處御承知被成置被下度奉存候、尙面上を得候は、逐一可奉申上候、

一、右に付各樣迄一應之様子も不申上、推而罷下り候義は、餘り卒爾の義恐多奉存候故、先書中を以此段申上候、下向の義は何卒御許容被下度候、一日も早く出立仕度本意に御座候へとも、何分假屋を掛々家内引移し申候義、乍内分差掛り候事に御座候得は、此義相濟次第出立可仕候、僅の土木の義には御座候へとも、格別の大家、諸豪家焼落申候事故、諸工人拂底手廻り不申、心ならず手間取可申候、大抵月末或は七月差入の比出立仕候様に相成可申候、左様御聞置被下度候、

一、御繁用御公務の御中故、是等の瑣事迄は、尊答被下候御暇も有御座間布哉と奉察候得は、近比

楚忽恐多候得とも、尊答相待不申、用意出來次第出立仕候義も可有御座候、不敬の段は幾重にも御用捨可被下候、乍去萬一少々の御閑暇も御座候は、事の成否は格別の義、下向と申迄の義は各様御承知被遣被下候て、出立迄の内ちよと御一紙被仰下候は、別而忝奉存候義、道中も安心にて通行可仕候へとも、是は猥りに所希には無御座候、唯々萬々奉期拜面候様に仕度候、右可申上如此御座候、恐惶謹言

(寛政四年)六月三日

中井善太

積 (花押)

吉村又市様

長尾諫見様

水野清左衛門様

大津多丹治様

尙々今般以外之大火絶言語候、升屋平右衛門、鴻池善右衛門も皆々類焼仕候、此義は定而最早御承知可被成候へとも、乍序申上候、升屋は殊に急火にて、土藏の外は全ク丸焼、家内身すがら立退候程の義、別而氣の毒の義に御座候、以上、

(中井竹山自筆)

口上奉申上候覺

一、今般奉伺候學校再興之儀は、大小輕重とも何れ可然筋に、御聞取被爲遊候様に御座候とも、何分公儀御費用に相成候御儀、近來、御節儉の筋専ら被爲、仰出候御時節に相應不仕候所、是のみ如何に被爲、思食候御儀も可有御座哉、且又先日差上候書付の末に申上候、公儀御學校の儀は、若被仰付候は、天下國家の御光とも相成、關西諸國を振立可申儀に御座候へは、重疊の儀に被爲思召候御事に可有御座歟に候へとも、何分官費格別御大造の御事故、此義第一に相支り可申哉と恐察仕候、最初よりは等の義をも相考不申、楚忽に申立候義にては無之候、是には折入候愚意有之、差而官費に相成不申候て、御大造之御設ケ随分御辨じ可被遊趣を内々存寄罷在候故、試に内密申上度奉存候、勿論此一件は、全く公儀の御爲を奉存候義、私身分にかゝり候事にては曾て無之候へは、此義に遠慮仕候筋は無之候へとも、乍去私式匹夫の身分にて打越候儀、甚以奉恐入候故、此義は最初より差扣へ罷在候、定而間違の愚意にて、御用に相立候事は無覺束候得共、もしや如何様に存寄候義にやと、古の聖代に菟薙の言をも御取用被遊候 思召等にて、御手前様を以、御内々御尋も御座候は、罷出逐一可奉申上候、もし又万々一冥加に叶ひ、先年の如く被 召出、御直に御下問も可被遊候は、千々万々恐惶至極仕候へとも、何卒内密言上も仕度奉存候へとも、此

段は餘り恐多く猥りに庶幾仕候義には無御座候、何分肺腑を不殘傾寫仕度奉存候に付、右之段奉伺候、尤此愚意に於ては、書付を以申上候義は幾重にも御赦免被成下度奉願候、以上、

(寛政四年) 子八月

中井善太

水野理兵衛様

(端書、中井竹山自筆)

寛政七年乙卯七月六日學校再建願御聞届、江戸より御下知、御手當金三百兩被下置候節、西御奉行松平石見守殿より被仰渡候御書付壹通 (學校公務記録第一四九條参照)

尼崎町壹丁目

中井善太

其方申立候學校再建願之儀、父忠藏儀享保年中願之上、學問所の地面除地に被成下候節、往々修復料等も手當無之に付、永續筋成に可相成ため、地續にて百坪程町屋鋪をも是又除地に被成下候儀に付、則相續之御手當に候得者、今度致類焼候迎、御手當可被下筋に無之候得共、年久敷致相續來候もの、儀にも候間、此度は爲御手當金三百兩被下候、享保起立の譯心得違不申、元地にて如何様にも學問所取鋪理、享保之度被下置候添地の方者、往々相續の助成にいたし置可申候、勿論此以後類

燒等の節も、御手當可有之筋とは存間鋪旨、江戸表より御下知、よつて申渡候間、難有可存候、

七月

第四卷 大阪學校書類

助力銀控二枚 (中井竹山自筆)

子年より辰年迄

一、六百匁

但し壹年百八拾匁ツ、

東 尼 崎 屋 義 衛

利 足

一、五百廿五匁

但し壹年百五匁ツ、

西 尼 崎 や

同 斷

一、壹貫目

但し壹年貳百匁ツ、

泉 屋 理 衛

同 斷

一、百七十五匁

但し壹年卅五匁ツ、

中 井 よ り

貳貫三百匁

一、壹貫八百匁

一、五百匁

格(方)衛かり
德衛かり

貳貫三百匁

(別紙)

午 未 申 酉 戌

五拾匁

阿波屋

○ ○ ○ ○ ○

同

生見屋

○ ○ ○ ○ ○

同

舟橋屋

○ ○ ○ ○ ○

同

長嶋

未年より近江町引上本町へ同居故此分助力銀相止、
申年五月より又別居なから同年より不出よし

六拾目

升屋
鴻池

○ ○ ○ ○ ○

懷德堂文書

四拾匁	○	○	○	○	○	○
南邊屋	○	○	○	○	○	○
百目	○	○	○	○	○	○
學問所	○	○	○	○	○	○
五拾匁	○	○	○	○	○	○
和泉屋	○	○	○	○	○	○

同志中被差出候口上書寫 (中井碩果自筆)

去ル午年、爲學校永續、諸君義金御加入被下厚情不淺、同志一統大慶仕候、御約束通、今亥年四月より百目ツ、御返濟申候、年三朱利足相添差出可申候、然所最初は五百目ツ、百人加入の積り候故、三朱利足相計積金相應出來候心積り御座候所、存外人數不足、漸六十餘人にて積金大減少相成、我々一統心配仕候、仍て無據建立一議、近比申上兼候へ共、年三朱利息御用捨預り積金え相加候は、金高少々相増益可申候、乍御不肖此段御同意被下間敷哉、一左右承候上、當年分之銀無滯相納可申候、

第五卷 學校公務書類

口上書を以申上候

(一)門前捨子
出に關する届

一、去ル三月廿四日之夜御届申上候尼ケ崎町壹丁目諸役御免除地學問所軒下に捨有之候當歳の女子其後養育仕罷有候所、此度稻垣藤左衛門様御代官所攝州西成郡三津屋村百姓太兵衛と申者同村源七請負を以貫度申候に付差遣し度奉存候、尤太兵衛女房當春出産仕り、其小兒先月病死仕候に付其乳を以養育可仕段相違之義無御座候、願之通被仰付候は、難有可奉存候、以上、

(安永三年)

午四月 日

學問所預り

中 井 善 太 ㊦

(二)捨子病死
届

口上書を以申上候

一、去ル三月廿四日之夜御届申上候尼ケ崎町壹丁目諸役御免除地學問所軒下に捨有之候當歳の女子先達而御届申上候通り惣身瘡氣相見へ申候故、最初より醫師古林正民治療相加へ罷有、瘡氣は聊快相見へ候所、右正民藥相用候へ共、療治不相叶、今日相果申候に付、此段御届申上候、御聞届被爲成下候様奉願候、以上、

(安永三年)

五月 八 日

學問所預り

中 井 善 太 ㊦

(右二項、懷德堂外事記(五七)(五八)の項參看)

(三)捨子行倒者等に對する願書

(端書)

捨子行倒者怪我人惣へ學校ニ懸合候事不取合様之願文

願書案文

奉願候口上覺

一、去ル三月廿四日當月八日追々御届申上候通り、尼ヶ崎壹丁目除地諸役御免學問所軒下に有之候捨子取上ヶ養育仕候所、病死仕候に付 御下知を以死骸相片付申候、右は不意の義にて、兼て奉伺置候事も無之、差掛り候義に御座候所、不得止事一分に引受始終の世話仕り相濟申候、少分の學問所の義、以來ヶ様の義毎々御座候ては甚難澁仕候、其外軒下門前に於て行倒れ者怪我人抔御座候節も、如何取計らひ可仕哉、乍序奉窺候、是又右の趣にては難澁至極の義に御座候、諸役御免地の事に御座候へは、何卒此已後惣て町方臨時の變懸り合候節迷惑不仕候様に被仰付被爲下度奉願候、願の通り 御聞届の上可然御下知被爲成下候は、難有可奉存候、以上、

(安永三年)

學問所預り

午五月 日

中 井 善 太 印

(端書)

安永四年西御奉行京(極伊豫守殿カ)初入之節、先規之通務方何候節(數字紙破)之節、并年來務方の大略認差出候様(二三字紙破)

(四)學校對奉行所の務方に就て

與力安井新十郎より申來り差出候書付案文、

覺

一、尼ヶ崎町壹丁目學問所之義、享保十一年四月亡父忠藏御願申上、同六月七日願之通被爲 聞召届、右之場所除地諸役御免許に被爲 仰付候旨兩御奉行鈴木飛彈守様、松平日向守様被仰渡候、其已來忠藏學問所預りと申にて、兩御番所手頭八朔御禮、寒暑中之伺、御奉行様御交代御初入御歡等相務申候、寶曆八年忠藏相果、私儀家督相續仕候、則學問所預り相務候段、其節追々御届申上、先例之通り此節迄相務來り候、尤年頭御禮は正月二日諸家留守居中と御城入醫師衆との間口罷出候、八朔御禮は七月廿日過晦日迄之内、勝手に罷出、大方は廿八日に相務候、御初入之節は、御家老中迄右御歡申上、直に御逢被下候義も有之、又は御家老中迄申置罷歸り、其後年頭八朔等の御序に御目通り仕候義も御座候、近來は大方御家老中迄申置候、其外臨時罷出候義、皆々御家老中迄懸御目候義常式にて、隨身御用等にて被召候義も、御家老中より御手紙にて被仰下罷出候、諸事の務一切中の口より出入仕候、品により表立候御届申上候義にては、御當番所へ罷出候義も御座候、私代に相成候て御初入の節相務申候例は、

鶴殿出雲守様寶曆十二年六月の御到着にて同七月四日罷出、曲淵甲斐守様明和三年三月の御到着にて同四月五日罷出、室賀山城守様同五年七月の御到着にて同月廿日罷出、神谷大和守様同六年十二

月の御到着にて、同月十五日罷出、何れも先規の通り御歡申上候義に御座候、右の通り相違無御座候、以上

安永四年六月

中 井 善 太

(別紙)

一、御初入之節は三本入扇子臺、年頭八朔并に御交代の節は御着代銀子壹封持參仕候、寒暑の伺は國元の茶一袋手紙を以御家老中迄差出置候、以後一兩日の内罷出申候義に御座候、以上

六 月

中 井 善 太

(懷德堂外事記(六一)の條参照)

(五)御觸書の
件に就て

(端書)

天明元年辛丑十一月

口 上

中 井 善 太

奉伺候口上覺

一、學校之義に付、去子年冬御願申上候云々 (丑十一月廿四日附)

(右は學校公務記録(二二)の條に收むるを以て略す)

奉伺候口上覺

一、去ル安永九子年十一月學校人別證文等之義奉願度京極伊豫守様え相伺候所、學校ハ除地無役之事故、人別は随分可爲別證文願立可然候、左候へハ以來御觸流之義、別段に召出し可申聞候間、此段相心得候上にて可願出候旨、御直に被爲仰聞奉畏候段御請申上、御月番土屋駿河守様え右御願申上候所、同十二月品々願之通り被爲仰付候、其後御觸書之義御沙汰無之候所、翌丑年駿河守様へ右御觸書之義奉伺候へは、其節伊豫守様には御退役、佐野備後守様御新役之御砌に付、少々御様子有之候へハ、當分御觸書不承候とも差問候義も無之候は、先暫見合候様に駿河守様より御内意にて差扣へ罷在候内、無程駿河守様御轉役、其後改而奉伺候折も無之、其儘にて今日に相成申候、餘り年數を経候故、此節乍延引又々右奉伺候、何卒最初伊豫守様被爲仰聞候通りに御下知被成下候は、難有可奉存候、以上

六月廿四日

中井善太 (積善)

(七)竹山隱居
と學主及預
人

口上書を以奉伺候

一、私儀老年に及歩行難澁仕り、表向の務出來兼候に付、當秋中に隱居仕り、世忤淵藏家督相續仕り、學校預り相務め表向の諸事年來私相務の通りに爲仕度奉存候、此段可然御聞届被成下度候、

一、學校之義ハ最初被爲 仰付候以來學主と預りと申と兩人有之、學主は門下教導の儀を司とり、預りは名前人にて、地面支配仕り、公邊相務候義に御座候、尤時節の模様により預人より學主を相兼、又は學主より預りを兼候事も有之候様に定め置候故、最初享保十一年學校被仰付候節三宅石菴學主に相成、亡父忠藏は願主の事にて、預りに相成、同十五戌年石菴死後忠藏壹人にて學主兼帶仕り、寶曆八寅年忠藏死後、私義名跡相續、預りに相成、石菴名跡才二郎學主相務、天明二寅年才二郎死後私壹人にて學主兼帶仕り今日に至り候、是等の次第寶曆天明兩度とも追々御届申上置候義に御座候、此度淵藏名跡相續仕り候ても、私儀歩行の難澁のみにて、平生の氣力は格別の老衰をも覺不申候得は、學主の職は其儘相務可申候得は、又々已前の通り兩人務に相成可申候、此段も御聞届被遊被置可被下候、以上

寛政九年丁巳八月

中 井 善 太 御

(八)蕉園兩箇
に挨拶の件

一、同十月淵藏繼目之御禮相務候節云々

(右は學校公務記録(一六四)の條と同文ニ付略す)

(九)年頭挨拶
御禮

一筆啓上仕候、然者年頭御樽代獻上仕候に付 御□被成下難有頂戴仕候、右御請御禮申上度、(二字讀メズ) □□
守様へ御序の節可然御執成御披露被下度奉頼候、恐惶

側用人宛

(一〇)觸書受
領挨拶

御觸書壹通爲御持被下、被 仰出候御趣奉畏候、尤御呼出之上御渡し被下候様に相心得可申旨是又
奉畏候、以上

月 日

尙々御使被下候節他行仕り罷在候故拜答及延引候御用捨可被下候、以上

口上

(曾弘)
印

(一一)蕉園江
戸下向届

一、私儀今般

堀田大藏太輔様御供にて江戸表へ下向仕り來廿六七日之内御當地出立可仕候右之段御届申上候以上

四月廿四日

第六卷 衙尹御入諸書

(端書)

衙尹學校之御入諸書記

中井七郎様

御案内方惣代

明廿六日 西御奉行様町方御廻りに付、其御宅之御入御小休に相成候間、爲御心得此段得貴意候、
以上

辰八月廿五日

(書入)

文久三年癸亥五月兩尹學校見分

中井修治様

古堀源之祐

大須賀鎌次郎

安東保兵衛

吉田富之丞

急キ

御用之儀有之候間唯今早々大隅守御役所にて可被罷出候、以上

五月晦日

(書入)

文久三年亥六月朔兩尹見分

中井修治様

大須賀鎌次郎

吉田富之丞

明朔日兩御奉行方御出之儀晝後與御達申置候處、刻限御引上ケ四ツ時に相成候間、猶又此段御達申候以上

五月晦日

(書入)

寺社方 兩尹見分

御役人中様

中井修治拜

今朔日兩御奉行様方被遊 御入候様御達御座候得共、唯今に不被遊 御入候、御用等御出來御差支御延引被遊候哉、乍内々一應御伺申上候以上

六月朔日

御書面之趣致承知、今日俄に御用向出來、兩御奉行共御越無之、延引相成申候、今日は月番も送りし事故、東寺社方より其儀御達可申廉にも有之候處、無其儀彼是不都合之儀宜御斷申候以上

六月朔日

加藤孫七

藤野四郎

中井修治様 御親披

内山彦次郎

彌御安泰奉敬賀候、誠に先夜は御苦勞御儀奉存候、然者須佐渡守參堂之儀御(ヨメズ)前御尊仕候通、來ル廿四日は彌延引、來月中に被相越候様被申聞候、尤日限いまた不相分候付、治定次第尙御打合可及候得共、不取敢右之趣爲御心得可得貴意如斯御座候以上

正月廿日

尙以本行之趣並河先生にも可然被仰通被可下候奉憚候以上

一筆啓上仕候然者

西御奉行久須美佐渡守様御事、去ル廿二日五ツ半時專念寺御佛參より當學校に被爲入御目見、且教授所業講會等之義も御尋有之、彼是御話之上正午御還駕に相成候、先年右

御先代様も御在役中に被爲入、尙又今般如此次第、於當學校生光輝候事、先哲方御聞も有之候へは定而御喜悅可被下候義と奉存候、依之右御吹聽申上度如此御座候以上

二、安政六年助成金證書四通

附、逸史板賃揚一札

(袋表書)

安政六年己未

助成金一條書記入(四通)

(包紙)

一札

覺

一銀貳拾貫目也

右者爲懷德堂御永續御助成、當未年より來ル亥年迄五ヶ年之間無利足にて御用立申所實正也、然ル上は右元銀直に當方々慥相預、年五朱之利足に相立、年限滿年之上元銀御返濟可被下御約定也、右預儀定證文依而如件、

安政六己未年四月

白山彦五郎

並河復一殿

懷德堂文書

中 井 修 治 殿

(包紙)

一 札

中 井 (桐園自筆)

覺

一 銀貳拾貫目

右は爲懷德堂永續御助成、時節柄格別之御配慮ヲ以、當未年より來ル亥年迄五ヶ年之間無利足にて借用仕、右元銀直様其元殿へ御預り之上年五朱の利足年限中每十一月中御渡し被成下候御約定、忝次第御座候、滿年の上元銀之義は直様其元殿へ御引取可被成下候、右借用規定譜文仍而如件、

安政六己未年四月

中 井 修 (及泉)

並 河 復 (表泉)

白 山 彦 五 郎 殿

(包紙)

一 札

覺

一銀四拾五貫目也

内

三拾貫目

宗十郎より

拾五貫目

市郎兵衛より

右者爲懷德御永續御助成、當未年より來る亥年迄五ヶ年之間無利足にて御用立申處實正也、然る上は右元銀直に此方へ慥相預り、月五朱之利足年限中積置、滿年之上元銀御返濟可被下御約定也、尤利積銀之儀者其節御相談次第に取斗可致候、爲後日預り議定證文仍而如件、

安政六己未年正月

平瀨市郎兵衛印

並河復一殿

中井修治殿

(包紙)

道明寺屋吉左衛門文銀貳目、辰十二月廿日預り手形入

預り申銀子之事

文銀貳貫目也

懷德堂文書

右之銀預り申所實正也、何時にても此手形にて返辨可仕候、爲後證仍如件、

元文元年丙辰十二月廿日

道明寺屋

吉左衛門印

(德通)

學問所同志中

(包紙)

一札

一、御藏板逸史雕刻御企之砌、私共兩人乍不及愚配仕候に付、此度板賃揚兩人へ引請被仰付、千萬難有仕合、依之逸史壹部に付、板賃銀拾五朱に相定、摺立部數之儀者精々出精仕、平均間に貳拾部宛摺立候、板賃銀上納之義ハ節季毎に相納可申候、然上者發行廣相成候ニ付ては、書林仲間表作法通取斗御支配致候規模を以、板賃摺之儀ハ兩人限に願上候所、御承知被成下候段難有奉存候、爲後日一札依而如件、

但し、此度仲間入用並に株式譯立入用共、逸史廿部之板賃ヲ以取扱仕候事、

安政五戊午八月

加賀屋善兵衛印

河内屋吉兵衛印

中 井 様

三、義金助成金簿 一綴

(表書)

萬延二年辛酉 平瀬市郎兵衛殿預り

酉二月五日

一銀三百六拾壹匁六分六厘

内中國米壹俵 四拾六匁貳分六厘

作州米六俵 三百拾五匁四分

百五拾七匁七分替

酉二月六日

一銀壹匁八拾三匁四分五厘 貳百貳拾六匁替

越後米拾貳俵

酉四月廿二日

一銀七百九拾貳匁三分

飽肥米拾俵

懷德堂 文書

酉四月廿九日

一 銀八百卅目

四拾壹匁五分替

大洲半紙五丸

酉七月十八日

一 銀九百三拾貳匁四分

百四拾八匁替

岡米貳拾壹俵

酉九月八日

一 貳百貳拾四匁六分貳厘

逸史貳拾五部 仕立代

(以下餘白六枚アリ)

四、懷德堂記錄拾遺

一、學問所再建書類 (二通)

口上奉申上候覺

一、舊臘廿三日被 召出、學校再建の義去ル丑三月格別減省の積り書被 仰付、同四月右の書付差上

候得共、尙又今般嚴敷減し方を付候て、重て可申上旨被 仰渡奉畏候、仍而追々取調へ仕り、先達差上候繪圖の内成丈省略を付、勝手向ハ假屋の儘直に相用候を第一の減し方に仕り、右の繪圖并に積り書等別紙に差上申候、假屋の義は類焼後早々當分の凌迄に用意仕候事故、最初ハ軽く建直し申度、其繪圖を差上候處、此度右假家を其儘相用、別に建繼修覆等仕候て、別紙積りし通りに御座候、尤大積りの内、惣て襖障子疊等は、追々如何様にも取繕仕度奉存候に付、右の分は相省申候て、別紙の高に御座候、左候へは建物一式公恩を以皆出來再興に相成申候、何卒右の通被爲 仰付被下候は、本望無此上、重疊難有可奉存候、以上

(寛政六年)

寅 二月

中 井 善 太

學校再建に付取調の次第

一、一昨子年五月學校類焼仕、急々假家普請仕り、同七月末江戸表へ罷下り、八月中旬到着仕り、越中守様へ學校再建の義書付を以奉伺候處、御聞濟被成下、此通大阪御奉行所へ願出可申旨、同月下旬被 仰出、同九月末歸阪仕、十月初旬當地御奉行所へ願出候、

一、昨丑年三月被 召出、學校再建繪圖差出候様に、御奉行所に於て被仰付候學校制度の義、最初二通りに申上候内、一通りは元地面僅二百卅坪の所、一向手狹に御座候故、御添地を以聖廟拜殿文庫

教授の宅坏建添候に仕度との繪圖一枚、又右聖廟等は相止め、元地面の儘にて講堂學寮少し相弘め、文庫一ツ建添候様に仕度との繪圖一枚、右の二通り同四月差上候處、二枚とも御留置被遊候得とも、聖廟の方は御大造の御儀、先元地面の方を主と仕候様に被仰付候、

一、同月繪圖差上候後、元地面の方にて普請の積り書をも差上候様に被仰付候、惣高何程と申見頭も無之不案内の儀故、此積り方難澁仕り候へとも、諸職人相集め、疊建具迄銘々人別に見積り書爲仕、大抵見苦しからぬ程に仕立候積りを以、帳面を造り差上候處、惣高千四五百兩に及候故、かさ高の義格別減じ方をは、積り直し候様に被仰付候故、隨分粗普請に仕り、倍て積り直し申付、千八十兩程の高に書付差上候、其上にて御奉行所に於て、平日御用被仰付候大工仲仕市兵衛と申へ同様の積り被仰付候、此積り方餘程手間取り、其間には折々被召出、圖面御糺の義も有之、同七月末に同人積り千三拾兩程と申上候由にて、大抵似寄り候義とて、右積り書兩通とも、同八月御城代様へ御差出し被成候由に御座候、

一、同十二月廿三日被召出、江戸より御下知にて、普請方見積り書、尙又格別の減し方を付積り直し、急々差出様に被仰付候、時節押詰職人も手透無之候故、早春まで御延引被下候様に御願申上候、尤右市兵衛も招寄對談仕候様にと被仰付候、

一、當寅正月夫々申談じ、格別の粗普請に仕り、私方棟梁よりは七百五拾兩程に積り立、市兵衛より

は七百貳拾兩程に積り候趣を以、同月中旬書付差上候處、御奉行所より何卒五百兩位にて相濟申候様にと推返し被仰付候故、甚當惑仕り候へ共、勝手向住居は火後當分の假屋、所詮年數はたもち不申とも、是を其儘に相用候を專一の減方に仕り、其外所々手拔を仕り、右大工兩人とも五百三四拾兩程に積り立候、同月下旬右書付差上候處相納まり、其以來今日迄何の御沙汰も無御座候、以上、右は一昨年子年、學校再建御願申上候以來、當正月迄追々御取調へ被仰付候次第如此御座候、

寛政六年甲寅十一月

中 井 善 太

今少し愚意に落不申義、御内談に及候、

一、此度申立候趣、此通りにて相濟候は、重疊の義、隨分遺憾無之候へとも、右の義御奉行思召相叶候とも、萬一江戸にては最初五百金にて皆出來と思召候處、簡様に減し方付候て面立候所計りと申候ならば、四百金にては出來可申事と推返し被仰出候は、又大騒にて、一旦減候所は又増候事は決て相成申間布、是非とも此上又々減少致し、講堂玄關を狭くし、寮の二階を相止めなど、四百金に積り合せ差出し候は、簡様に減じて宜布事ならば三百金にては出來可申なと、万一被仰出候は、盡期も無之御事、何分當年中に埒明申間布大難儀、此處甚心懸りにて候、夫故相考候處、内分積り合は引足不申とも、五百金にて圖面の通り皆出來と申立候方、後難有之間布か、御勘定所にて色々積らせられ候ても、實に右金高にては出來兼候程の事と思召様に候は、早速相濟可申事の様

に存候、

一、此度勝手向の事は申さぬがよきと申事は、御奉行思召より出候事にや、但し左様の仰は無之候へとも、減し方外に仕方も無之により、自然と右の通りに相成候事にや、此所少々不審御座候は、惣て御役屋敷向大小輕重は扱置、何分にも公儀普請と申せは、皆出來の事にて可有之、座敷廻りは公儀普請、勝手向は必定主人より建候と申事は有之間布候か、夫故最初再興の願は、一トくるめの事にて、御奉行所より繪圖被仰付候も、内外差別なく一所に圖に致し、積り方も打込の事にて候所、此度内部を分ち候事、必竟金高引足不申候よりの減し方と相見へ、是は止事を不得候事と存候、しかし只今にては、勝手向の事は最初より申さぬ筈と申様に御奉行にも御沙汰有之歟の様に被存候、最初に繪圖差出し候節とは大分相違の様に相成、此段不審に御座候、

一、金高さへ不相更候へは、公恩にて皆出來と申方は、人々申候ても甚心よく、又公儀にても同し御建被下候義、半出來と有之より皆出來と御座候方、別ての義に可有之奉存候、且又以後又々類燒の節、先例を引て皆出來と申立候方、外實とも可然事と被存候、是は苟も金高を貪り候にては無之、但同高の内にて彼此の異同を論じ候事故、差て老而得の戒を犯し候にても無之歟、

一、勝手向取繕にも百三四十金は入可申候、右五百金の外にて、是迄皆出來は所詮出來不申候事を、ケ様に申候事如何敷候へとも、少々存寄候事有之候、後日に申出し候ては何の詮も無之故、先試に

只今申見候所、左の通りにて候、

一、此度の通りに付、面立候所相濟候は、勝手向の義は門下同志中の御世話に相成候様に可有之候、甚以氣の毒故、達て辭退も致度候へとも、外に一向一分に致し候方も無之、又内々右御催しも有之由に承り候へは、いつれ多少なり御世話をかけ可申候、夫に付存寄候は、普請方の内疊戸障子襖は皆積り書に入有之候へとも、是は大工方の手を離れ、他の職人方へ渡り候物、且又普請も相濟候上にて入用の物にて候故、此分を一切先ツ相止め、家作り斗可致候、此疊建具の代百二三拾兩もかゝり可申候、是を減し方に相立候へは、五百金にて表より勝手迄建渡し候事は、大形出来可申候、左候へは大工方の事相濟、先は皆出来と申物にて候、扱少々にても同志の助を得候は、是は外廻り用心風留の防ぎの戸障子を用意致し、内向の戸障子襖はなしにて差置、疊は面立候處へ敷渡し、其餘は薄べり席等にても敷置、連々に成次第に用意可致候、左候へは最初に公恩を以皆出来にても、兩三年を経候内、諸事全備に及可申候、此義は如何可有之候哉、御内談に及候、以上、

一、家名相續願二一通

公務記録(一六二、一六三参照)

口上書を以奉伺候

一、私儀老年に及歩行難澁仕り、表向の務出来兼候ニ付、當秋中に隱居仕り、世悻淵藏家督相續仕り

學校預り相務め、表向の諸事年來私相務候通りに爲仕度奉存候、此段可然御聞届被 成下度候、
一、學校の義は最初被爲 仰付候以來、學主と預りと申と兩人有之、學主は門下教導の儀を司とり、
預りは名前にて地面支配仕り、公邊相務候儀に御座候、尤時節の模様により預人より學主を相兼
候、又は學主より預りを兼候事も有之様に定め置候故、最初享保十一年學校被 仰付候節、三宅
石庵學主に相成、亡父忠藏は願主の事にて預り人に相成、同十五戌年石庵死後忠藏壹人にて學主兼
帶仕り、寶曆八寅年忠藏死後、私義名跡相續預り人に相成、石庵名跡才二郎學主相務、天明二寅年
才二郎死後、私壹人にて學主兼帶仕り、今日に至り候、是等の次第寶曆天明兩度とも追々御届申上
置候義に御座候、此度淵藏名跡相續仕り候ても、私儀歩行難澁のみにて、平生の氣力は格別の老衰
をも覺不申候得は、學主の職は其儘相務可申候得は、又々已前の通り兩人務に相成可申候、此段も
御聞届被遊被置可被下候、以上、

寛政九年丁巳八月

中 井 善 太印

口上

私儀老年に及此度隠居仕り、世悻淵藏家名相續爲仕、學校預り相務候段、公邊御聞濟被下、先年被
仰付候御城入の義も御差免し被下、世悻繼目の御禮等此節迄に諸事無滞相濟候、御家義は亡父忠藏

御由緒を以御厚恩を蒙り、御家來同前に御出入仕り來り、私名跡相續の節も、不相更亡父同前に被仰付難有奉存候、先年御城入被仰付候節、無據儀にて御扶助米差上候へとも、御出入の義は以前の通り奉願、願の通被爲仰付今日に至候儀、是又難有奉存候、然る上は淵藏御家立入の義、何卒私同前には迄の通り被爲仰付被下度奉願候、右の段可然様に御執成被下度奉願候、以上、

十月廿八日

中井善太

龍野御役人中様

三、中井履軒出立届

乍恐口上

和泉町

鴻池屋與作

一、脇坂中務少輔様御内中井履軒様^{△私用ニテ}上下四人、九年巳前文化六巳年八月より、金澤町伊藤春達と申者請負を以、私支配の借屋貸座敷に被成御止宿の所、今十五日辰の刻被成御出立候、此段乍恐御斷奉申上候、何卒御聞届被成下候は、難有奉存候、以上、

文化十四丑年二月

與作

御 奉 行 様

右の書附東西御役所へ御届申上候所、東西とも大阪表滞留の儀は、主人用に候やの御尋有之、私用の趣御請け奉申上、東御役所は御尋而已、西御役所は書入仕候被仰付候様に付、△此印の通り也、

(右出立届書所包紙)

(柿園先生包紙裏書)

一、此書付旅宿にては死去届仕候ては、檢司出駕の由に付甚事六ツケ敷候故、只二月十五日播州龍野へ出立と届出候へは、事早速相濟候の義、菊田松平様御咄ニ付、家主其通に被致候、此は家主甚懇意に付、宜敷取計ひ被致候間、常例には難成、裏事録には不載、

四、紬太郎宗家督證文竝請書

一、中井七郎殿方御家督無御座候に付、此度中井雄右衛門殿御息(柿園)紬太郎殿を御養子に被申受度、被及

御相談候處、紬太郎殿は雄右衛門殿御家督に候得共、學校は御宗家の事に付、御許容被成候段、社中一統大慶の至奉存候、然ル上は七郎殿方にては、實子同様御養育は勿論、學業執行無油斷制道可被致候事、

一、鯨太郎殿被引越候に付、一切御携物には不及申候、尤已來とも雄右衛門殿方御所持の品、書籍を始諸物、鯨太郎殿へ被付遣候には一圓及不申候事、

一、鯨太郎殿は、雄右衛門殿方御家督に御座候を被申受候事に候へは、自然後年雄右衛門殿方御家計無據御差支等の事も候は、學校にて引受御世話可被致候事、

右條々相違無之候、万一相違御座候は、私共引受夫々處置可致候、爲後證如件、

天保三年正月

清水彌三郎(判)

早野生三(判)

古林正見(判)

瀧中書(判)

竹島立雪殿

廣屋得左衛門殿

岩崎十太夫様

御社中衆々

一札請書の事

一、中井紆太郎殿今般御宗家へ御養子に付、御社中御連名の一札、慥に廣屋得左衛門方へ預り置申候事、

一、紆太郎殿御成長後學藝御升達の上、猶御宗家御相續に相究り候上、我等以實父雄右衛門殿指圖、御先人より傳來の書籍は不及申、庶物とも一圓紆太郎殿へ御譲りに相成可申候、其砌我等一言の申條無御座候、且又雄右衛門殿家計迄都合克御處置被下候上は、御預り御連名の一札、與此請書引替に御取渡し可申上候、依而後證如件、

天保三年壬辰正月

書籍庶物預り方

廣屋得左衛門(無判)

證左

竹島立雪(判)

同

岩崎十太夫(判)

并ニ社中共外戚中

清水彌三郎殿

古林正見殿

早野生三殿

瀧中書殿

并ニ御社中衆

懷德堂舊記拾遺終

懷德堂文書